

交第2号議案

横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例

横浜市貸切旅客自動車条例（昭和40年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）」を「、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」に、「又は知的障害者の」を「、知的障害者又は精神障害者の」に改め、同条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市貸切旅客自動車条例第3条第1項の規定は、貸切自動車の利用の日がこの条例の施行の日以後となるものに係る運賃について適用する。

提 案 理 由

精神障害者の団体に対し貸切旅客自動車の運賃の割引をする等のため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市貸切旅客自動車条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（運賃の割引）

第3条 管理者は、次の各号の左記に掲げるものについては、当該各号の右記の割合の範囲内で運賃の割引をすることができる。

（第1号省略）

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の適用を受ける身体障害者、児童、知的障害者又は知的障害者又は精神障害者の団体 3割
- 2 前項各号
前項第1号及び第2号の規定に基づく運賃の割引が重複する場合は、割引率の高いものを適用する。